

## 養老線に関する計画の策定について

### 1 地域公共交通網形成計画

(1) 作成者 地方公共団体（沿線市町）

#### (2) 記載事項

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### (3) 提出等

- ① 作成後は、公表するとともに、国、県に提出する。
- ② 提出を受けた国、県は、必要な助言をする。

### 2 鉄道事業再構築実施計画

#### (1) 作成者

- ① 地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体（沿線市町）
- ② 鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者（養老鉄道、養老線管理機構）

#### (2) 記載事項

- ① 鉄道事業再構築事業を実施する路線
- ② 旅客鉄道事業の経営の改善に関する事項
- ③ 地方公共団体その他の者による支援の内容
- ④ 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容
- ⑤ 鉄道事業再構築事業の実施予定期間
- ⑥ 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- ⑦ 鉄道事業再構築事業の効果

#### (3) 認定申請

国に対し、鉄道事業再構築実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請する。

#### (4) その他

認定により、鉄道設備整備に対する「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の予算、税制特例等を含む総合的なパッケージにより支援を受けることができる。  
認定により、第三種鉄道事業者としての認可を合わせて受けることができる。

# 鉄道事業再構築事業の概要

## 鉄道事業再構築事業

- 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象
- 地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画を作成し、実施

### 内容

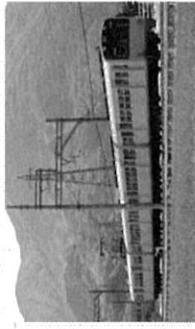
経営の改善  
地方公共団体等の支援

+

事業構造の変更  
例：上下分離

### 目的

当該路線における  
輸送の維持



## 国土交通大臣による計画の認定

### 特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例

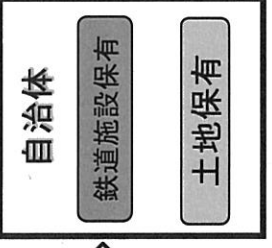
(※) 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの。  
この場合、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない。

### 支援措置

鉄道設備整備に対する『鉄道軌道安全輸送設備等整備事業』の予算(補助率かさ上げ等)、税制特例を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

## 事業構造の変更パターン

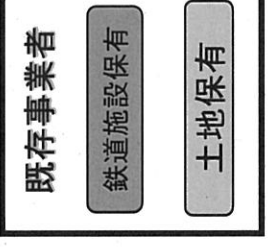
### 公有民営の例



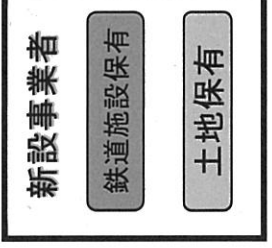
### 内部・八王子線のケース



### 北近畿タンゴ鉄道のケース

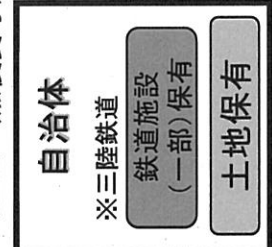


### 上下分離の例

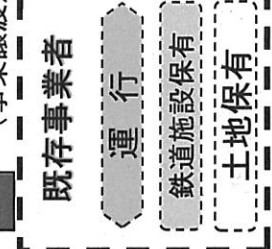


### 福井鉄道、三陸鉄道、山形鉄道のケース

#### 重要な資産の譲渡の例



#### 事業譲渡の例



若桜鉄道、信楽高原鉄道、伊賀鉄道のケース